

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

- 1 無線局の落成後の検査等に係る手数料の額を見直すとともに、電子情報処理組織を利用する方法により船舶局無線従事者証明の申請等を行う場合の手数料の額の特例を定める等をする。(本則関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この政令は、令和八年十月一日から施行する。(附則第一項関係)
 - (2) その他所要の経過措置を定める。